

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

2024年6月26日

札幌市長 様

提出者

住 所 〒006-8555

札幌市手稲区前田1条12丁目1番40号

氏 名 医療法人溪仁会 手稲溪仁会病院 院長 古田 康

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 011-685-2612

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	医療法人溪仁会 手稲溪仁会病院
事業場の所在地	札幌市手稲区前田1条12丁目1番40号
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	医療業[83]
② 事業の規模	670床
③ 従業員数	1,900人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	① 感染性産業廃棄物 ② 収集運搬業者に委託 ③ 中間処理業者に委託 ④ 最終処分

（日本工業規格 A列4番）



特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙参照

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状

【前年度（2023年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
排 出 量	462 t	t

(これまでに実施した取組)

① 感染性産業廃棄物に該当しない医療廃棄物を分別し減量に取り組んでいる

※新型コロナ対応が落ち着いたため、感染性産業廃棄物の排出量が減少傾向

② 計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
排 出 量	460 t	t

(今後実施する予定の取組)

① 分別による削減

② 可能な限り滅菌機にかける等資源に無駄が生じないように努める

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状

(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

① 注射針、処置・手術に伴って発生する廃棄物(ガーゼ類)等を病院指定のプラスチック容器(3L・20L・50L)に収容している

② 使用場所にて回収し、ナースステーション内等に設置した容器に入れ厳重な管理としている

③ 感染性産業廃棄物は専門の院内搬送員が保管収容庫迄運搬している

② 計画

(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

① 上記に加え、感染リスクを考慮しながら無駄な廃棄が生じないように減量に努める

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（2023年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	全 処 理 委 託 量	462 t	t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	① 感染性産業廃棄物管理規定及び労働安全管理マニュアルに従って、必要な許可を持った産業廃棄物処理業者に委託している		
	② 電子マニフェストにより全処理委託をしている		

② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	全 処 理 委 託 量	460 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ① 新型コロナ等の感染リスクを避け、厳重な分別と資源の再利用、感染 容器の最大限の利用に努める		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（2023年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビニル廃棄物を除く。)	462 t	
	(今後実施する予定の取組等) 電子マニフェストを利用		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模がわかるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

(別 紙)

廃棄遺物の処理に関する管理体制

統括責任者 廃棄物担当		所属:経営管理部施設サービス課 職名:施設サービス課 組織名:施設サービス課 組織人員:20名
役割	統括責任者	・廃棄物処理に関する検討
		・廃棄物処理方針の決定
		・廃棄物処理に関する検討に関する管理規定の策定
		・廃棄物に関する事項の決定・承認
		・廃棄物管理状況の把握と改善策の検討
		・委託契約の締結
		・特別管理産業廃棄物の管理者の設置
	廃棄物処理管理担当	・廃棄物処理計画の作成
		・マニフェストの管理
		・産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握
		・監督官庁への各種報告等
		・従業員、委託会社に対する教育、啓発
		・その他産業廃棄物処理に関する事項全般

管理体制図

